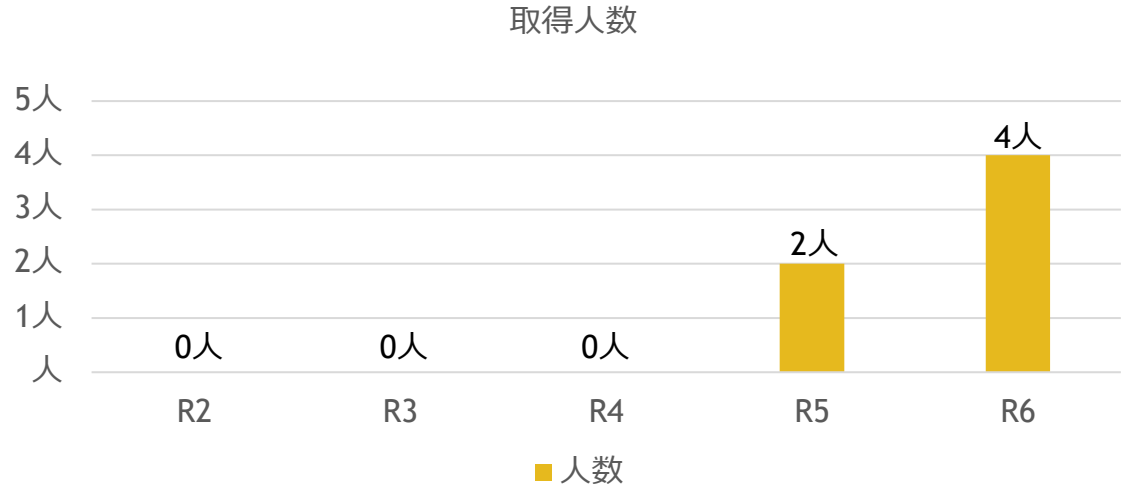


犬山市男性職員における 育児休業取得状況

取得人数について

犬山市総務課より
(令和7年3月31日時点)

年度	人数
R2	0人
R3	0人
R4	0人
R5	2人
R6	4人
合計	6人



取得期間について

犬山市総務課より
(令和7年3月31日時点)

年度	取得者	取得対象者数	取得率	取得者の年齢層	取得日数	平均日数
R5	A	12人	16.7%	30代	173	96.5
	B				20	
R6	A	12人	33.3%	20代：1名 30代：2名 40代：1名	103	200.75
	B				270	
	C				242	
	D				188	



「取得人数」及び「取得平均日数」
約2倍に増加

女性職員が育児休業を取得する場合

【出産前】

STEP 1 安定期に入った頃、人事担当に報告

STEP 2 産前産後休暇の申請書の提出

【出産後】

STEP 3 （産後休暇期間が確定するため）産後休暇申請書の再提出

STEP 4 育児休業承認請求書の提出

STEP 5 育児休業手当金請求書の提出等の諸手続き

【育児休業終了復帰前】

STEP 6 集合型研修を受講

【復帰後】

STEP 7 （子どもが小学校に入学するまで）育児短時間勤務又は部分休業制度を利用することも可能

男性職員が育児休業を取得する場合

【パートナーの妊娠が分かった時点】

STEP 1 人事担当に相談

【パートナーの出産時】

STEP 2 「妻の出産」による休暇の取得（最大5日）

【パートナーの出産後】

STEP 3 「男性の育児参加」による休暇の取得（最大5日）

STEP 4 育児休業取得に係る諸手続き

男性職員の休暇取得状況

①「妻の出産」による休暇と「男性の育児参加」による休暇を合わせて取得する職員が多い。

（参考）

行政職：増加傾向にある

消防職：概ね100%の取得率

②上記①を取得後、育児休業を取得する職員は、少ない状況

市男性職員の育児休業取得率を上げるための取り組み（案）

現在、検討中

これまで：取得を予定する職員に対し個別にて対応。

新規採用職員予定者研修において「福利厚生」の一部として説明を行っていた。



今 後：職員に対し、研修を実施

研修について

【対象】

管理職を含めた正規職員

【内容】

- ・ 育児休業制度について
- ・ 育児休業取得時の手当について 等

【開催時期】

現時点では、未定